

(別紙：ご意見記入用紙)

函南町建設経済部 都市計画課 行き

函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電施設との  
調和に関する条例(案)に関するご意見

ふりがな 氏名	かぶしきかいしゃとーえねっく えねるぎーじぎょうぶ [REDACTED] 株式会社トーエネック エネルギー事業部 [REDACTED]		
住所	〒455-0011 愛知県名古屋市港区千年3-1-32 (発電所：静岡県田方郡函南町軽井沢薪林山340-1他)		
連絡先	電話	052-659-1119	FAX 052-659-1141
	Email	[REDACTED]	
意見欄	<ul style="list-style-type: none"><li>・素案の施行期日にて「この条例は相当の周知期間を設け、令和元年10月1日から施行する」とあるが、周知期間とは公布から施行までの期間のことか。令和元年10月1日の施行を前提とすれば、現時点でパブリックコメントを実施しているようでは相当の周知期間が確保できないのではないか。</li><li>・既に進行している事業については、条例による規制を予測せずに実施しているため、事業者の予測可能性と既に投下した資本に配慮すべきであり、基本的には条例の適用対象とすべきではない。具体的には、既に着手している案件には適用されるべきではなく、この着手についても、「森林法における林地開発許可など、他の法令において必要とされている許認可に関し、法令上の図書を関係行政庁が受理していること」等とすべきである。なぜなら、太陽光の大型案件等は、林地開発許可、環境アセスメント等について長期間を必要とすることが多く、着工が遅くなる可能性があるからである。よって、「着手」の定義を明確にしたうえで、相応の経過措置を設けるべきである。</li></ul>		

※氏名や住所などの個人情報は、ご意見を確認する場合のみ使用し、他の用途には使用いたしません。

※ご住所が町内ではない方は、町内の勤務地のご住所をご記入してください。